

矢畑地区防災マニュアル

(自主防災会用)

災害への備え



令和5年5月1日
矢畑自主防災会

はじめに

災害はいつなんどきやって来るのかわかりません。

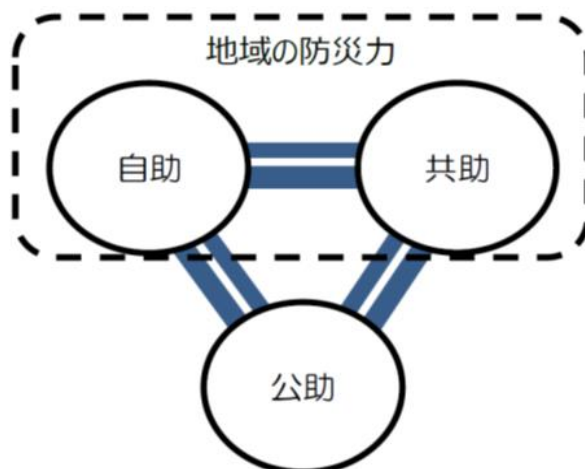
しかし、住民一人一人の皆さんと自主防災会による防災への「備え」と、地域の「きずな」があれば、万一災害が発生した時でもその被害を最小限に食い止めることができます。

そのために、

1. まずは自身と家族の安全を守りましょう・・・自助
これが最優先です。その上で・・・
 2. 隣近所・地域で助け合いましょう・・・共助
 3. 市や国による援助・・・・・・・・・・公助
- ※ 大規模災害の際、市や国は簡単には動きません

矢畑自主防災会は、防災活動がより組織的かつ実効性があり、災害時に様々な連携や協力が柔軟かつ円滑に行われることを目指します。

本マニュアルは「茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引き（平成30年4月版）」に基づいて作成されています。



目次

1. 矢畑自主防災会とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1) 概要	
2) 自主防災会の目的	
3) 自主防災会の役割	
4) 自主防災会の主な活動	
5) 男女共同参画の必要性	
2. 矢畑自主防災会組織構成・役割・・・・・・・・	4
1) 組織構成	
2) 役員の役割	
3. 活動目標の設定と活動計画の策定・・・・・・・・	7
《参考》自主防災組織活動の支援に係る市の取り組み	
4. 自主防災会の活動と主な役割・・・・・・・・	8
5. 防災リーダーとは・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6. 災害発生時の初動・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1) 風水害のとき	
2) 大規模地震のとき	
3) 火災のとき	
4) 津波のとき	
7. 災害が落ち着いた後の行動・・・・・・・・	14
8-1. 防災対策本部の設置・・・・・・・・	15
8-2. 防災対策本部・支部の人員と役割・・・・・・・・	16
8-3. 防災対策本部・支部の人員配置・・・・・・・・	17
9. 防災対策本部・支部と避難所（災害対策地区防災拠点） との連携・・・・・・・・	18
10. 安否確認の流れ・・・・・・・・	20

1 1.	安否確認の要領	2 1
	1) 組長による組内安否確認	
	2) 防災リーダーによる班内安否確認結果表回収	
	3) 防災対策本部による安否確認結果の集計	
	4) 防災対策本部・支部による安否確認結果の取扱い	
1 2.	緊急連絡網の活用	2 3
	1) 台風直撃による避難（直撃半日前）	
	2) 安否確認・報告依頼（災害が落ち着いた後）	
	3) 防災対策本部・支部設置のお知らせ	
	4) 防災対策本部・支部設置の人員参集呼びかけ	
1 3.	避難所の開設・運営協力	2 5
1 4-1.	平常時の防災活動	2 8
1 4-2.	地域の災害危険の把握	2 8
1 5.	防災知識の普及・啓発	2 9
	1) 地域住民への防災知識の普及・啓発	
	2) 家庭での防災対策の推進	
	3) 防災訓練の実施	
	4) 防災訓練参加の呼びかけ	
	5) 防災研修会の実施	
1 6.	その他	3 1
	1) 防災用資機材等の整備・点検	
	2) 関係機関との連携	
	① 他の自主防災組織との連携	
	② 消防団との連携	
	③ 民生委員との連携	

●参考

1.	避難行動要支援者制度	3 2
2.	災害対策基本法	3 3
3.	（様式）安否確認表・結果集計表	3 4
4.	（様式）情報連絡票	3 5
5.	（様式）地域被災状況報告様式	3 9

1. 矢畑自主防災会とは

1) 概要

自主防災会と聞くと、中には身構えてしまう方がいるかもしれませんが、過去の災害を振り返ってみると、近隣の人々がお互いに助け合う行動が自然発生的に生まれています。矢畑自主防災会は、「いざ災害が発生した時は、隣り近所どうし助け合おう」と呼びかけるのが基本的な役割であると考えて頂きたいと思います。

この際、住民一人一人が自分の身を守ることができればその人は助けが必要な人を助ける側に回ることができ、また救助・救護の技術を持っていれば人の命を救うこともできます。さらに、これらの活動を組織的に行えればより効率的で効果的な成果を生むことができるでしょう。

矢畑自主防災会は、このような防災知識を有する人たちで構成され、災害発生時に被害を最小限に食い止めることを目的として、災害対策基本法に基づいて作られた組織です。このような組織は全国のすべての自治会で設けられています。

重要なことは、災害発生時は、自身と家族の安全を最優先に行動し、次いでそれらに支障が無い限りにおいて、お互いに助け合うということです。危険をおかして二次災害を被るのは本意ではありません。

2) 自主防災会の目的

大規模災害が発生した場合は被災地の行政機能が麻痺してしまい、市町村が速やかに被災者を支援することが難しい状態に陥ります。過去の経験から、このような状況下においては地域住民の避難の支援、被災者の救助、応急救護、避難所運営等を行うために、地域住民自身による自助、および地域住民が組織的に助け合う共助が必要不可欠になります。

一方、災害による被害を軽減するためには、地域の災害の特性を理解し、平時から災害リスクに備えるとともに、災害発生時に個々がバラバラに活動するのではなく、地域が組織的に役割分担して効率的・効果的に活動することが求められます。そうした活動の中心となるのが自主防災組織です。

矢畑地区においてはこの組織を「矢畑自主防災会」と呼びます。

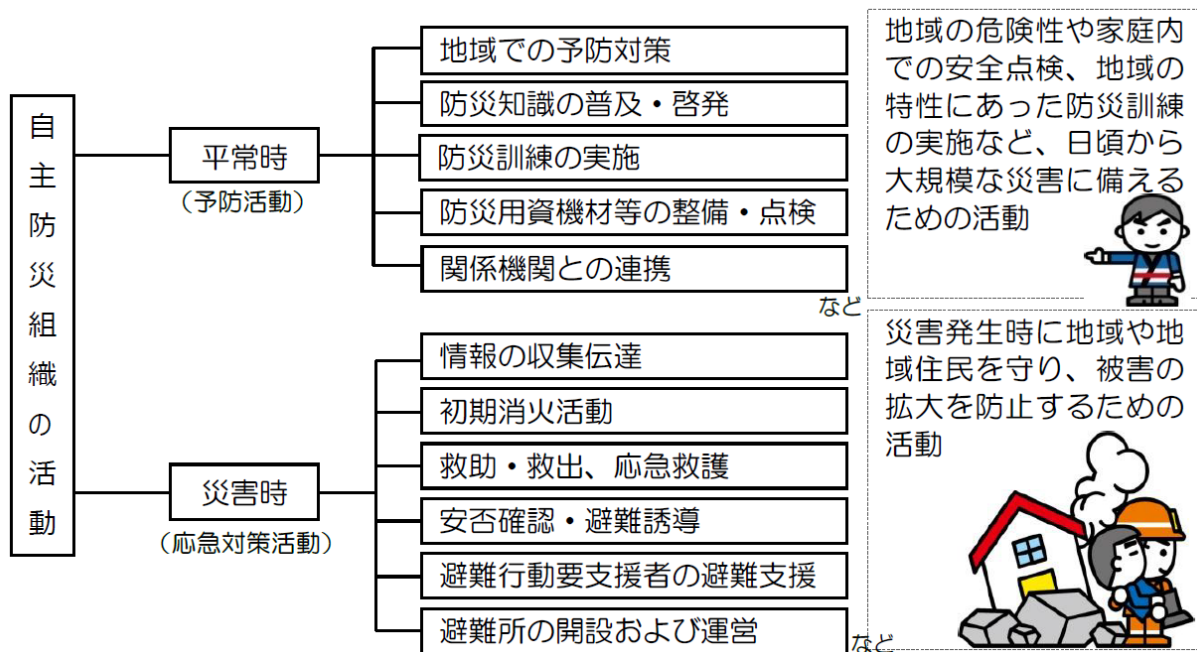
3) 自主防災会の役割

自主防災組織には、平常時と災害時の2通りの役割があります。平常時には、災害が発生した際の被害を最小限におさえる「減災」の考えに基づく「予防活動」を行います。予防活動に取り組む上では、自分たちの地域をよく知り、その地域における災害特性を把握し、地域に起こり得る具体的な被害状況をイメージしながら、地域住民に対し防災知識の普及・啓発を図り、防災意識の向上に取り組みます。その上で防災訓練や防災用資機材等の整備・点検を行うなど、災害時に地域の防災力を最大限に発揮できるような体制を整備します。

一方、災害時には、被災地域の状況把握に努めるとともに、状況に応じた初期消火や救助・救出、応急救護、避難誘導、安否確認、避難行動要支援者の避難支援、避難所の開設・運営協力などの「応急対策活動」を行い、災害の拡大を防止するための様々な活動を行います。

4) 自主防災会の主な活動

矢畑自主防災会では、平常時と災害時にそれぞれ主につぎの活動を行います。また、市が行う防災事業に対し積極的に協力を行うものとします。



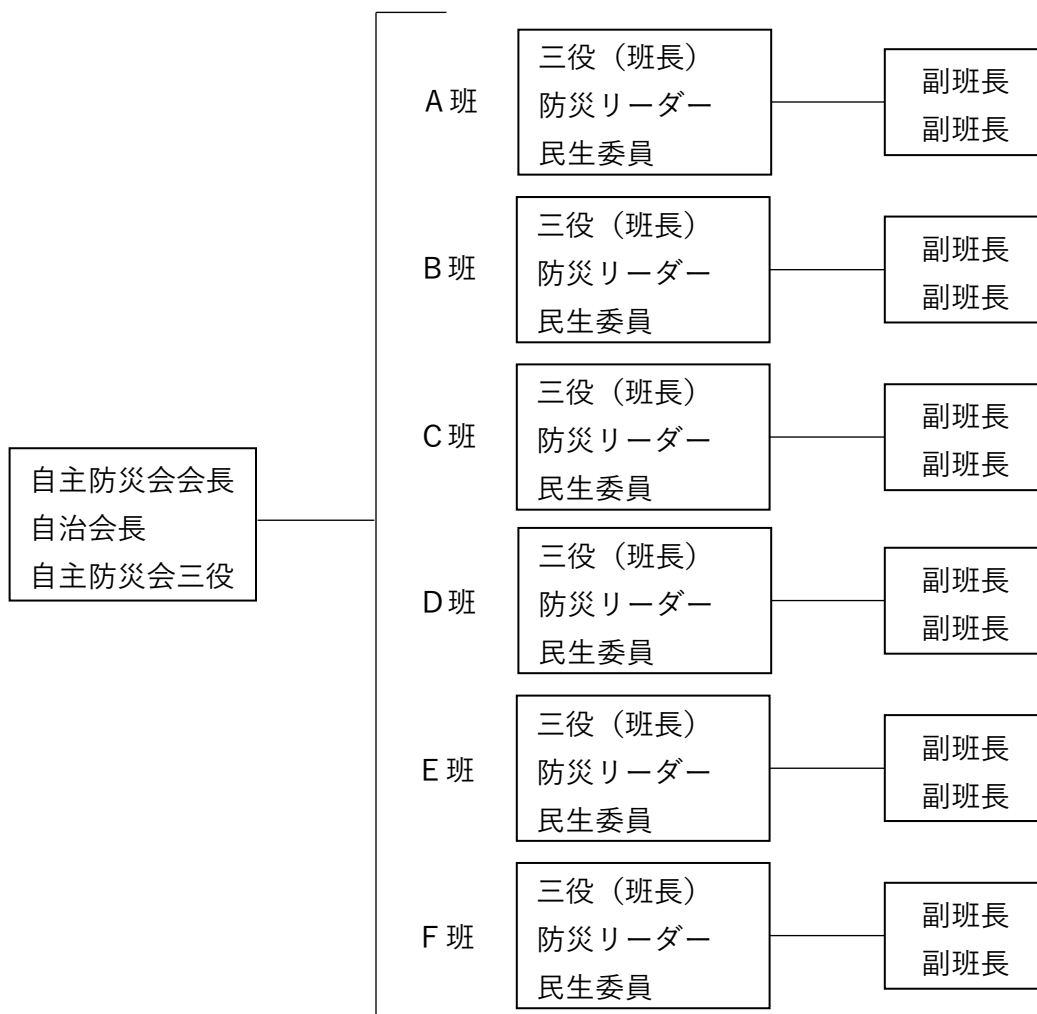
5) 男女共同参画の必要性

地域の防災力の向上を図るには、地域における生活者の多様な視点を反映していくことが重要ですが、そのためには、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進める必要があります。自主防災組織の特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割が固定化されないようにすることが必要です。

2. 矢畑自主防災会組織構成・役割

1) 組織構成

矢畑自主防災会は、下図の人員（役員）により構成されます。組織構成は、構成される世帯数のバランスを考慮して、矢畑地域内を6分割し、6班編成（A～F班）とします。各班には、自治会三役・防災リーダー・民生委員を各1名以上配置します。各班の班長は、自治会三役が兼任し、各班組長の中から副班長を2名選出します。



2) 役員の役割

- 平常時は災害が発生した際の被害を最小限におさえる「減災」の考えに基づく「予防活動」を行うと共に、災害発生時は、全役員は自身と家族の安全を最優先に行動し、次いでそれらに支障が無い限りにおいて、共助の精神に基づき下記の各職務を遂行します。

①自治会長

- ・自治会組織全体を統括すると共に、自主防災会会長を任命し、自主防災会の運営を自主防災会会長に指示する。
- ・大規模災害が発生した際は、自治会館に防災対策本部の設置を指示し、自らは本部長となる。
- ・国または市から避難所開設、運営のための協力要請があった場合は、各避難所（鶴嶺中学校、鶴嶺小学校）に防災対策支部の設置を指示する。

②自主防災会会長

- ・本会を代表し会務を総括するとともに、災害発生時における応急活動（避難誘導、安否確認、救助、救護等）の指揮を行う。避難所開設時は避難所において防災対策支部長となる。

③自主防災会副会長

- ・自主防災会会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。避難所開設時は避難所において防災対策支部長となる。

④防災対策部長

- ・自主防災会会長を補佐し、会長に事故あるときは自主防災会副会長の指示に基づきその職務を援助する。

⑤防災リーダー

- ・ 平常時災害予防に努めると共に、災害発生時に、避難誘導、初期消火、救助、救護、安否確認、情報収集・伝達等の活動に協力し被害の軽減に努める。
- ・ 災害発生時に民生委員、隣組員と連携して、担当する班の避難行動要支援者等支援を要する住民の援助を行う。

⑥民生委員

- ・ 平常時に避難行動要支援者の支援を行うと共に、災害発生時に、防災リーダー、隣組員等と連携して、担当する班の避難行動要支援者等支援を要する住民の援助を行う。

⑦班長

- ・ 災害発生時に、副班長を通じて各班の組長に対して避難誘導、初期消火、救助、救護、安否確認、情報収集・伝達等の協力を呼びかける。

⑧副班長

- ・ 災害発生時に班長を補佐すると共に、各班の組長に対して避難誘導、初期消火、救助、救護、安否確認、情報収集・伝達等の協力を呼びかける。
- ・ 班長に事故あるときはその職務を代行する。
- ・ 防災活動のため、防災リーダー養成研修を積極的に受講する。

⑨会計

- ・ 本会の会計処理を担当する。

3. 活動目標の設定と活動計画の策定

1) 活動目標の設定

自主防災組織活動を組織的かつ実効性のあるものとするためには、その活動目標を定め、目標達成に向けた取り組みを図っていくことが大切です。矢畑自主防災会では、毎年4月に活動目標を設定します。

2) 活動計画の策定

矢畑自主防災会では、活動目標を達成するため、毎年4月に活動計画を策定し取り組んでいきます。

《参考》 自主防災組織活動の支援に係る市の取り組み

1) 自主防災組織育成事業補助金

防災活動に必要な資機材購入、防災知識の普及・啓発に必要な経費（限度額30万円、経費の1/2補助）

2) 地区防災訓練補助金

まちちから協議会で行う大規模災害を想定した防災訓練の補助金。
（限度額は世帯数による。経費の3/4補助）

3) 市民まなび講座の実施

4) 訓練協力（訓練指導、訓練資機材の貸し出し）

5) 災害対策地区防災拠点（避難所）関係者による打合会の実施

6) 自主防災組織活動事例の紹介（市ホームページ、発表会等）

7) 防災への動画活用（市ホームページ）

4. 自主防災会の活動と主な役割

自主防災会の活動と主な役割を下表に示します。役割は多岐に渡るため、できるだけ多くの隣組長、隣組員の協力を得て、可能な範囲で遂行します。

必要な活動	日常の役割	災害時の役割
総務	全体調整 他機関との連絡調整	各種活動の総括 必要な組織体制の編成 地域の被災状況、災害対応の見通し等の分析 災害対策地区防災拠点等との連携
情報	情報の収集・伝達 広報活動	情報の収集、伝達、整理および分析 地域住民への広報活動
連絡員	情報の収集・伝達 広報活動	災害対策地区防災拠点に参集し、配備職員との連携 地域の情報の収集、伝達 市災害対策本部の情報の収集、伝達
消火	移動式ホース格納箱等の器具点検 防火広報	地域内の初期消火活動 火災発生予防措置等の声かけ 火災発生場所、消火状況等の把握
救助・救出 応急救護	資機材調達・整備	負傷者等の救助・救出、応急救護活動 医療救護所等への負傷者の搬送 要救助者等の状況把握
避難誘導	避難路（所）・標識点検	避難所等への円滑かつ安全な誘導活動 地域内への要避難者の残留状況把握 在宅避難者等の状況把握
避難行動要支援者支援	避難行動要支援者の把握 避難支援方法の検討	避難行動要支援者の安否確認、避難行動支援 在宅避難生活等における必要な支援活動
給食・給水	調理器具等の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
避難所運営	避難所の状況確認 配備職員との連絡調整	避難所の開設、避難者の受け入れに関する活動 避難所の運営支援に関する活動

5. 防災リーダーとは

- ・ 防災リーダーは、市が実施する防災リーダー養成研修を受講し、防災に関する基本的な知識や技術を身に付けます。
- ・ 自主防災組織の一員として、防災訓練の企画への参画、地域住民への防災技術の指導、防災知識の普及・啓発を図ります。
- ・ 日頃から地域の安全点検や危険個所の把握に努め、災害時には地域のとりまとめ役として活動します。
- ・ 毎年能力向上のためにフォローアップ研修を行います。
- ・ 実際の災害においては必ずしも防災リーダーだけに限定せず、一般住民の中から防災に関心が高く、防災知識・技術を持った適切なリーダー役を見出すことも必要です。

【防災訓練での防災リーダーの活動の様子】（茅ヶ崎市ホームページより抜粋）



6. 災害発生時の初動

組長・正副班長・防災リーダー・民生委員

1) 風水害のとき



避難準備は
1日前から!

1.

災害到達前に準備

どこに避難? **1日前**

大雨・浸水への備え

- ・ 気象情報の入手 (ニュース等)
- ・ 自身・家族の避難先を決める
⇒ **自宅? 親類? 避難所?**
- ・ 近隣に**避難行動要支援者**がいれば避難の相談にのる

2.

避難開始

いつ避難? **半日前**

高齢者等避難 ⇒ **警戒レベル3**

全員避難 ⇒ **警戒レベル4**

- ・ 水害の無い所に避難
- ・ **避難はピークの半日前呼びかけ**
- ・ 近隣の**避難行動要支援者の避難を援助**する
- ・ 近隣の地域で避難が必要と判断されたら近隣に声かけ (訪問・電話等) して**避難を呼びかけ**

避難先

- ◎ 浸水のない親類・ホテル
- ◎ 鶴嶺中 (浸水なし)
- 鶴嶺小 (浸水あり)
- ※ 緊急時: 自宅2階
近隣マンション2階
高台等の高所

3.

災害が落ち着いたら

一時 (いっとき) 避難場所

へ参集 ⇒ 被害の確認・報告

救助・救護協力 (自宅・近隣)

被害の確認・報告・協力

- ・ 家族の無事を確認・報告
⇒ **黄色いハチマキ掲出**
⇒ **一時避難場所へ参集**
⇒ 防災対策本部へ報告
- ・ 自宅の被害を確認・報告
- ・ 落ち着いたら**近隣の安否確認**
- ・ **被災者の救助・救護**の協力
- ・ 近隣の被災状況を報告

2) 大規模地震のとき



1.

地震発生

自身と家族の身を守る

2.

揺れがおさまった
家族は無事? **2~3分**

火災・津波に備える

災害情報の入手

無事なら⇒黄色いハチマキ掲出

3.

被害の確認

近隣は大丈夫? **3分**

近隣の安否確認

- ・近隣の無事・被害を確認
- ・被災者の救助・救護
- ・要支援者への訪問・声かけ
- ・近隣が火災なら初期消火活動

4.

災害情報入手・報告

一時(いつとき)避難場所

5~10分

災害情報入手と報告

- ・災害情報収集 (ニュース等)
- ・隣近所の被害を確認・報告
⇒ 一時避難場所へ参集
- ・被災者の救助・救護 (継続)
- ・被害状況を報告⇒対策本部

3) 火災のとき



1.

火災発生

① 大声で「火事だー」と
周囲に知らせる

② 消防署へ通報する

2.

火元が小さいうち
初期消火

消火器・消火栓で消火

- ・火元が小さいうちに消火器で消火
- ・可能なら屋外消火栓で消火
- ・人手があればバケツリレーも

3.

危険を感じたら
声かけ・避難

火が身長の高さまで達してい
たら声かけし、逃げる

- ・火が身長の高さまで達していたらもう消火作業は危険

⇒ 一時（いつとき）避難
場所へ避難

4.

延焼火災の危険
を感じたら
声かけ・避難

延焼火災の危険を感じたら声
かけし、逃げる

- ・地域一帯の火災が広がっていると感じたら避難（風上へ）

⇒ 広域避難場所へ避難

・ 浜之郷小学校、養護学校

・ 鶴が台小中学校

・ 円蔵小中学校、鶴嶺高校

・ 中央公園、市役所、体育館

大規模火災では
火炎から100m以上
離れましょう

4) 津波のとき



1.

地震の揺れがおさまったら

①災害情報の入手

②大津波警報が発令されていないか？

2.

大津波警報
発令

浸水の危険があれば避難
近隣にも避難の呼びかけ

- ・ 自宅が浸水の危険があるか
事前に津波ハザードマップで
危険を知っておく

3.

直ちに 避難

避難呼びかけ

避難先

- ・ 海や川から離れる
- ・ 高所に避難する
- ・ 隣近所に避難声かけ
- ・ 原則徒歩で避難
- ・ 避難は警報解除まで

- ・ 浸水の無い親類・ホテル
- ・ 津波一時退避場所（鶴嶺中、鶴嶺小、浜之郷小、他）
- ・ 避難所（鶴嶺中、鶴嶺小）

※緊急時 ⇒ 高所へ避難

- ・ 自宅の2階、近隣マンションの2階、高台等の高所

7. 災害が落ち着いた後の行動

組長・正副班長・防災リーダー・民生委員

1.

自身の周りは安全か？

自身と家族の安全を確認

無事なら黄色いハチマキ掲出！

2.

組内は安全か？

黄色いハチマキ掲出⇒無事
掲出無しなら声かけ確認

組長は組内の安全を確認

- ・ 組内の倒壊・火災・浸水危険
- ・ 組内の安否確認

民生委員は避難行動要支援者の安否確認

- ・ 防災リーダーの応援要請
- ・ 結果は防災対策本部へ報告

自身と家族の安全を最優先して行動下さい。
支障が無い限りにおいて助け合いにご協力願います。

危険ならすぐ避難！

被災者がいたら近隣に声かけし救助

安否確認結果を表に記載

3.

被災状況を報告
防災情報入手

一時（いつとき）避難場所に参集

- ・ 落ち着いたら…
- ・ 一時（いつとき）避難場所に参集
- ・ 安否確認結果を報告
- ・ 電話・メールもOK

- ・ 組長は、安否確認結果を防災リーダーに報告

一時避難場所で防災情報を入力
一時避難場所に誰もいない場合

- ・ 安否確認結果を電話・メール等で報告
- ・ 防災リーダー不在の場合は直接防災対策本部（班長）へ報告

8-1. 防災対策本部の設置

組長・正副班長・防災リーダー・民生委員

1.

市避難所開設・
避難所応援要請

《防災対策本部設置条件》

- ・ 1週間以上の避難所生活が予想された場合
- ・ 市より協力要請があった場合

2.

(自治会長)
防災対策本部
設置決定・指示

自治会長は防災対策本部・支部の設置を指示

- ・ 緊急連絡網にて自主防災会役員に通達



3.

本部・支部の
設置場所

《矢畑自主防災連絡網》で連絡

- 自治会長⇒班長（自治会三役）
- 民生委員⇒副班長（組長代表）⇒組長

《防災リーダー緊急連絡網》で連絡

- 防災会会長⇒防災副会長・防災対策部長⇒防災リーダー

《防災対策本部》

- ・ 設置場所 矢畑自治会館
- ・ 本部長 自治会長

《防災対策支部①》

- ・ 設置場所 鶴嶺中学校
- ・ 支部長 自主防災会会長

《防災対策支部②》

- ・ 設置場所 鶴嶺小学校
- ・ 支部長 自主防災会副会長

- ・ 本部は矢畑自治会館
- ・ 支部は各避難所
 - ①鶴嶺中学校
 - ②鶴嶺小学校

8-2. 防災対策本部・支部の 人員と役割

- 1) 防災対策本部・支部の主たる構成人員は、自治会三役、自主防災会三役、防災リーダー、民生委員、組長とします。

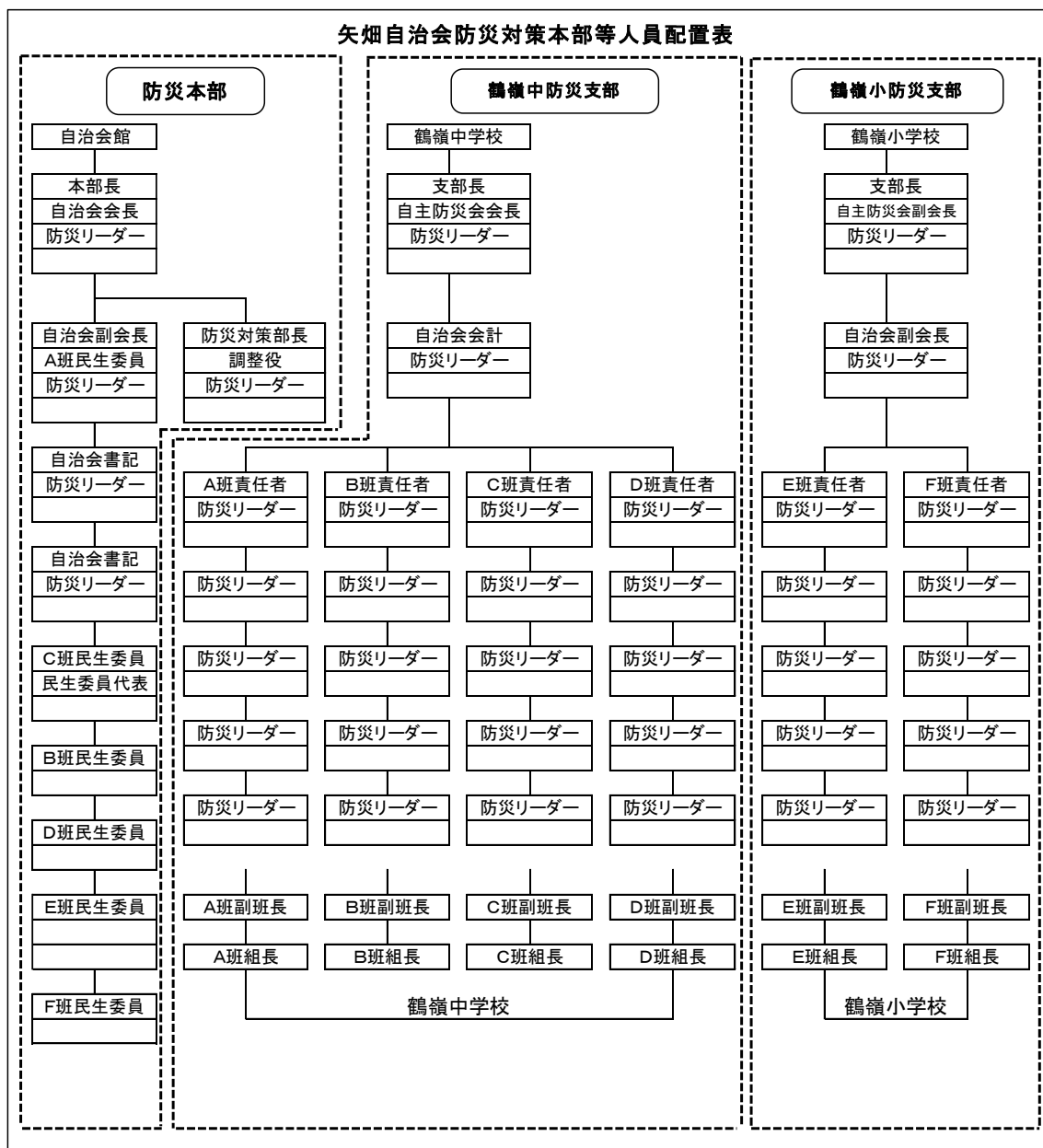


⇒ 「防災対策本部・支部の人員配置表」（8-3項）参照

- 2) 本部・支部への参集は強制ではありません。あくまでも自身と家族の安全を最優先に行動し、次いでそれらに支障が無い限りにおいて、本部・支部に参集下さい。
- 3) 防災対策本部は自治会館に設置され、災害情報の総括を行いながら、矢畑地区の在宅避難者の連絡窓口となり、避難支援、安否確認集計、被災者救助、救護を行います。
- 4) 防災対策支部は、避難所（鶴嶺中学校、鶴嶺小学校）に設置され、避難所において自治会員の連絡窓口となり、市配備職員との取り次ぎを行う一方、他の自治会と連携して避難所運営に協力します。
- 5) 防災対策本部、及び防災対策支部に配置される人員は、「防災対策本部・支部の人員配置表」（8-3項）に基づき、最も効率的な人数を交代で常駐、または通いで配置します。
- 6) 構成人員が不足する場合は、表中の人員に限らず一般住民に応援を求めます。

8-3. 防災対策本部・支部の人員配置

- 1) 防災対策本部・支部は、本部、鶴嶺中支部、鶴嶺小支部に分かれ、それぞれ自治会三役、自主防災会三役、防災リーダー、民生委員、正副班長、組長で構成されます。
- 2) 配置人員は、その時々個人の都合を最優先とし、適切な人数、人員を本部長・支部長が指示します。



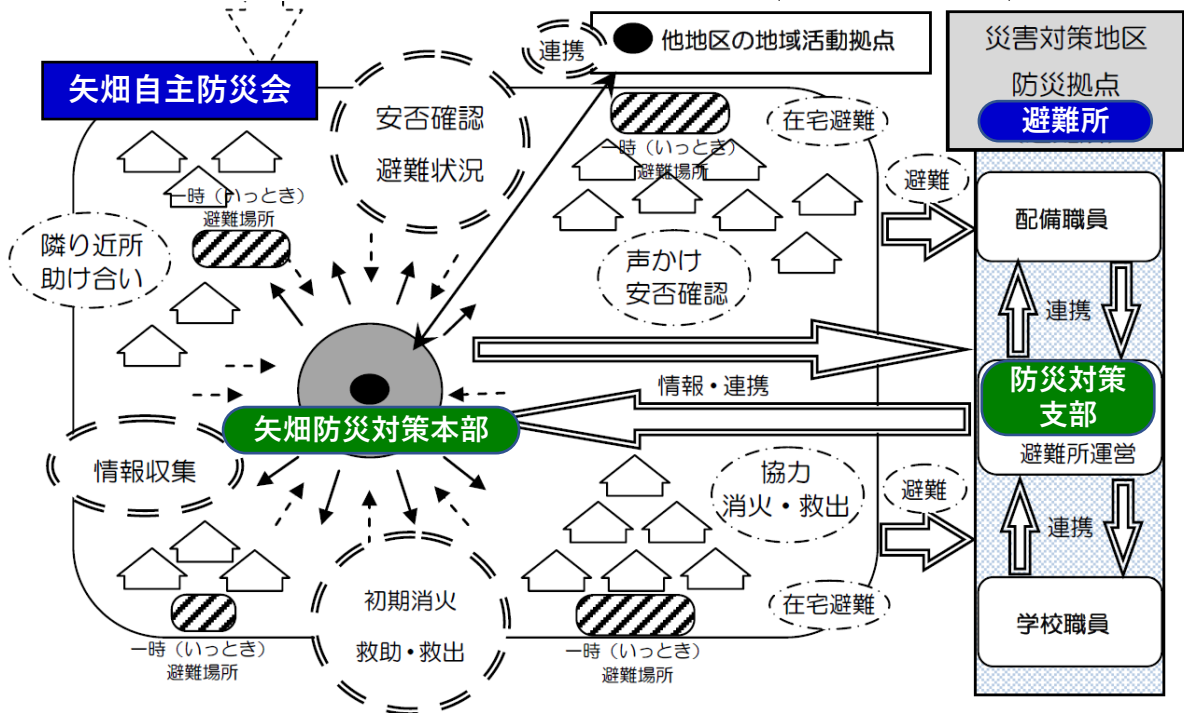
9. 防災対策本部・支部と避難所との連携

(災害対策地区防災拠点) との連携

- 1) **防災対策本部**は災害情報や矢畑地区内の被害情報、地域住民および避難行動要支援者等の**安否確認情報**等を集約し、その結果を避難所の防災対策支部に連絡します。また、防災対策支部を通じての市からの災害情報を地域住民に伝えます。
- 2) **防災対策支部**は本部からの報告内容を市配備職員に伝えると共に、市から入手した災害情報を本部に伝えます。また、避難者と市配備職員の間を取り次ぎ協力します。
- 3) **市**は各地区から入手した情報をもとに、迅速な応急対策活動や救援救助活動を実施することができます。
- 4) 上記のように**地域と行政が連携し、的確な情報収集・伝達**を行うことが、市全体の減災に繋がります。

矢畑防災対策本部と避難所との連携

茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引
(平成30年4月改訂版)より抜粋



人や情報の流れ 自主防災組織の活動 地域住民の行動

地域内の情報収集伝達活用のイメージ



茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引
(平成30年4月改訂版) より抜粋

避難・集合

一時（いつとき）避難場所

- 安否確認・・・隣り近所、顔見知り⇒素早い確認
- 避難所へ避難、在宅避難など、地域住民の所在の明確化
- 避難行動要支援者の安否確認・避難支援の実施
- 居住地域の被災状況の把握⇒初期消火、救助・救出の実施

- ・ 組長
- ・ 防災リーダー
- ・ 民生委員

地域活動拠点 ↓ へ状況を報告

地域活動拠点 矢野防災対策本部

- 一時（いつとき）避難場所に集合した者の代表者が地域活動拠点へ報告する。
- 安否確認結果の報告（地図、名簿などをもとに報告）
- 地域内の被災状況の報告（地図で示す）
- 初期消火や救助・救出などの状況報告および応援要請
- 避難所への避難、在宅避難などの居住者の所在報告
⇒地域活動拠点では地域内の状況を整理し取りまとめる。

連絡員を介して災害 ↓ 対策地区防災拠点へ状況を報告

災害対策地区防災拠点 避難所

- 地域活動拠点の状況を報告（参考4・5参照）
- 地域住民に関する状況
 - * 安否確認状況、在宅避難状況
- 地域内の被災状況
 - * 火災の状況
 - * 家屋の状況（倒壊、損壊）
 - * 道路、橋りょう等の状況
 - * がけ地、工作物等の状況
 - * ライフライン（電気・ガス・水道・電話など）関係の状況

⇒災害対策地区防災拠点では各地域活動拠点の情報を集約し市災害対策本部へ報告

矢野防災対策支部

地域の被災状況の把握

地域

- 地域内の被災状況の把握に努める
- 避難支援、避難情報の提供
- 在宅避難者への支援
- 安否確認の実施
- 必要な応急活動の実施（消火、救助・救出、応急救護など）

- ・ 組長
- ・ 防災リーダー
- ・ 民生委員

報告（繰り返し）

地区活動拠点へ報告

災害対策地区防災拠点 ↓ で把握している情報を収集

災害対策地区防災拠点 避難所

- 市域の被災状況
- 避難所の状況
 - * 避難者、避難施設の状況
 - * 避難所での活動要員の状況（応援の必要性）
 - * 周辺避難所の状況
 - * 応援物資等の配給の状況および見通し
 - * 市の応急対策活動の状況
- 災害対応（復旧、避難生活等）の見通し
⇒市域の災害状況等に関する情報提供を実施

整理
↓
分析
↓
（繰り返し）

地域活動拠点 矢野防災対策本部

- 災害対策地区防災拠点で知り得た情報を地域へ報告
- 地域活動拠点で把握した情報を災害対策地区防災拠点へ報告
- 掲示板などに張り出し、地域住民への情報提供を行う
- 周辺地域の被災状況を把握（継続）

状況把握

地域活動拠点へ報告

地域

- 継続して地域内の被災状況の把握に努める。
- 安否確認ができていない者に対する継続した安否確認の実施
- 地域内での広報活動

10. 安否確認の流れ

災害が落ち着いたら、安否確認を急ぎましょう！

- ・ 被災者の命を救うため、早く発見することが必要
- ・ 黄色いハチマキで無事を確認し被害を集計
- ・ 建物や道路の被害があれば同時に報告

1.

(各世帯) 自身と
家族の無事掲出

自宅の玄関先に黄色いハチマキを掲出

- ・ 自世帯の無事を周囲に伝え安否確認の迅速化に協力

2.

(組長) 組内巡回
にて安否確認

安否確認表 (参考3項) で安否を記録

- ・ 安否確認表で組内の全世帯の安否確認結果を記録
- ・ 黄色いハチマキは無事のしるし
- ・ 要支援者がいれば最優先で確認

3.

(組長) 安否確認結果を報告

安否確認結果を報告

- ・ 一時 (いっとき) 避難場所へ行き 防災リーダーへ報告 ⇒ 本部へ
- ・ または 本部へ直接連絡

4.

(本部) 安否確認結果を集計

- ・ 一時 (いっとき) 避難場所に参集
- ・ 安否確認結果を報告
- ・ 電話・メールもOK

1 1. 安否確認の要領(1)



1) 組長による組内安否確認

- ・安否確認は災害が落ち着いた後、できれば30分～1時間の間に行います。
 - ・組内の安否確認は組長が組内を巡回して行います。組長が被災して巡回できない場合は組長が指名した代行者、または他の組員が自主的に行います。
 - ・避難行動要支援者は最優先で確認します。
 - ・黄色いハチマキは無事のしるしなので「無事」とみなし、ハチマキを掲出していない世帯は「声掛け」をして確認します。
 - ・安否確認した結果は「安否確認表」(参考3項)に記録します。
 - ・記録済み「安否確認表」は決められた時間に一時(いつとぎ)避難場所へ行って防災リーダーに渡します。
- ※記録用「安否確認表」は組長が常時保管しておきます。

2) 防災リーダーによる班内安否確認表回収

- ・防災リーダーは「安否確認結果表」の回収を、災害が落ち着いた後、できれば1～2時間後くらいの間、時間を決めて行います。
- ・回収の時刻については、緊急連絡網を使って連絡されるので、班内の防災リーダーは回収時間帯に一時避難場所へ参集し、組長が持参する「安否確認表」を回収します。
- ・民生委員から要請があれば避難行動要支援者の安否確認に協力します。
- ・回収した「安否確認表」は防災対策本部(自治会館に設置)に可能であればその日のうちに提出します。

1 1. 安否確認の要領(2)

3) 防災対策本部による安否確認結果の集計

- ・ 防災対策本部は防災リーダー、民生委員が持参した安否確認表を回収し、パソコン（以下「PC」という）にて集計します。⇒防災対策部長、自治会書記対応
- ・ 被災者発生との連絡があった場合は、詳細内容を確認し、必要に応じて救助・救護の人員を派遣します。
- ・ 安否確認結果、被災状況について、「情報連絡票」（参考4項）に記載し、連絡員により持参またはメールにて防災対策支部を通じて避難所の市配備職員に報告（1日に1～2回程度）します。
- ・ 災害が落ち着き、地域内の災害状況が把握できた時点で、被害の概況や避難者数などの情報を「地域被災状況報告様式」（参考5項）にまとめ、防災対策支部を通じて避難所の市配備職員に報告（災害が落ち着いてから1～2週間後）します。

4) 防災対策支部による被災情報の取扱い

- ・ 防災対策支部は、防災対策本部から安否確認結果、被災状況等を記載した「情報連絡票」（参考4項）、「地域被災状況報告様式」（参考5項）を受け取り、内容を確認後避難所の市配備職員に提出します。
- ・ 防災対策支部は、避難所への避難した矢畑地区の住民に関する情報（避難者人数、氏名、住所等）をまとめ、防災対策本部に報告します。

1 2. 緊急連絡網の活用(1)

[A] 矢畑自治会自主防災連絡網 (電話・メール・巡回による)

自治会長 ⇒ 正副班長 ⇒ 全組長 ⇒ 全世帯

[B] 矢畑自主防災会防災リーダー連絡網 (電話・メール・巡回による)

自主防災会会長 ⇒ 全防災リーダー

1) 台風直撃による避難(直撃半日前)

[A][B] 自治会長・防災会会長 ⇒ 全世帯・防災リーダー

「大雨・洪水注意報が発令されました。浸水の無い親類宅、避難所、ホテルなどに至急避難して下さい。近隣にも声掛けをお願いします。」

- ・特に避難行動要支援者の皆さんを優先願います。
- ・自力で避難できない方には避難するところまで援助願います。

2) 安否確認・報告依頼(災害が落ち着いた後)

① [A] 自治会長 ⇒ 全世帯

「ご家族が無事な世帯は玄関に黄色いハチマキを掲出願います」

② [A] 自治会長 ⇒ 全組長

「組長は組内の全世帯について安否確認をお願いします。安否確認表を〇〇時～〇〇時に一時(いつとき)避難場所で防災リーダーに渡して下さい」

③ [B] 防災会会長 ⇒ 全防災リーダー

「防災リーダーは〇〇時～〇〇時に一時(いつとき)避難場所で安否確認表を回収し、防災対策本部へ提出下さい」

(一時避難場所での安否確認表の回収は、防災リーダーが交代で対応します。)

1 2. 緊急連絡網の活用(2)

3) 防災対策本部・支部設置のお知らせ

[A][B] 自治会長・防災会会長 ⇒ 全世帯・防災リーダー

「只今〇〇災害が発生しています。矢畑自主防災会では矢畑自治会館に防災対策本部を設置しました。救助要請等お困りのことがあれば本部まで連絡下さい。また、鶴嶺中学校、鶴嶺小学校には防災対策支部を設置しましたので、避難所に避難された際には支部担当者までお声掛け下さい。」

4) 防災対策本部・支部設置の人員参集呼びかけ

[A] 自治会長 ⇒ 正副班長 ⇒ 組長

[B] 防災会会長 ⇒ 防災リーダー

「只今〇〇災害が発生しています。矢畑自主防災会では矢畑自治会館に防災対策本部を設置し、また、鶴嶺中学校、鶴嶺小学校には防災対策支部を設置しますので、協力頂ける方は人員配置表に基づいて本部または支部に参集願います。

なお、本部・支部への参集は強制ではありません。あくまでも自身と家族の安全を最優先に行動し、次いでそれらに支障が無い限りにおいて、本部・支部に参集下さい。」

1 3. 避難所の開設・運営協力(1)

自主防災会は、配備職員および学校職員と協力し、**避難所の開設**、避難者の受入れを行うとともに、**避難所の運営**について積極的に協力します。

1.

**避難所開設決定
情報入手**

避難所開設決定情報
⇒市のHPより情報入手

2.

**避難所開設情報
の連絡・避難勧告**

①**避難所開設情報連絡**

②**避難勧告**

《連絡》自治会長⇒全世帯

- ・大雨・浸水危険の場合はピーク時の半日～1日前に避難勧告

3.

**避難所開設への
協力呼びかけ**

①**避難所開設協力呼びかけ**

②**防災対策本部・支部設置
協力呼びかけ**

《連絡》

- ・自治会長⇒正副班長⇒組長
- ・防災会会長⇒防災リーダー

4.

**防災対策本部設置
への協力呼びかけ**

1 3. 避難所の開設・運営協力(2)

5.

《支部配置要員》 避難所に参集

自身と家族の安全を最優先して行動下さい。支障が無い限りにおいて参集下さい。

支部配置要員は避難所に参集

- ・「防災対策本部・支部人員配置表」(8-3項)に基づき、防災対策支部配置要員は参集
- ・自身と家族が避難所に避難した人は可能であれば積極的に支部設置に協力するようお願いする。

6.

避難所準備・開設

避難所準備・開設

- ・市配備職員の指示に従って避難所開設準備実施
- ①避難所施設安全確認
- ②受付設置
- ③避難者誘導⇒待機場所へ

7.

避難所における支部の役割

9. 項「防災対策本部・支部と避難所(災害対策地区防災拠点)との連携」参照

《支部要員》避難所運営に協力 《情報伝達》

- ・本部からの災害報告内容を市配備職員に伝達
- ・市から入手した災害情報を本部に伝達
- ・避難者と配備職員間取り次ぎ
- ・市避難所運営本部の運営協力

13. 避難所の開設・運営協力(3)

8.

避難所運営協力

詳細については、「市
避難所運営マニュアル」参照

《支部要員》避難所運営に協力 《初動期》

- ・ 避難者受入（受付け）
 - ・ 市の避難所運営本部に協力
- ### 《状況が落ち着いた時期》
- ・ 避難者自らの運営目指し支援

避難所運営本部の体制は、避難者の人数や負傷状況に応じて編成するもの
としますが、初動期では主に次の班編成が想定されます。

初動期避難所運営本部

配備職員を中心に
（選出した学校職員、
自主防災組織、防災リー
ダーとともに）

総務班

受付・名簿班

救護班

情報広報班

地域連携班

1 4 - 1. 平常時の防災活動

1) 災害予防活動

- ①地域で起こり得る災害や被害の状況を把握し、地域の特性に応じた災害予防活動を行います。
- ②市が行う各種災害に対する取り組みへの協力や地域住民への周知など、防災意識の向上を図りながら知識啓発、技術指導等を行います。

1 4 - 2. 地域の災害危険の把握

1) 大雨における浸水の危険性

矢畑地区の 90%が浸水の危険があります。



2) 地震による建物倒壊の危険性

矢畑地区のリスクはランク2で 比較的低いとの結果です。



3) 延焼火災の危険性

矢畑地区全域で 延焼の危険があります。

4) 地震による道路閉鎖確率

矢畑郵便局前の通り、つるみね通りは緊急車両の通行が困難になると予想されます。

詳細は
「矢畑地区防災
マニュアル
(一般住民用)」
参照

5) 地震による液状化の危険性

矢畑地区全域で液状化の可能性があります。

6) 地震による津波の危険性

矢畑地区の 津波の危険性は低いとの結果です。

15. 防災知識の普及・啓発(1)

茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引（平成30年4月改訂版）を参考

1) 地域住民への防災知識の普及・啓発



地域住民が防災知識を習得できるようにあらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組むことが必要です。

2) 家庭での防災対策の推進

各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。

①耐震診断、耐震補強等の建物の安全対策

②家具等の転倒・落下防止

③窓ガラス等の飛散防止

④危険なブロック塀の点検と改善

⑤非常用持出品、防災用品等の準備

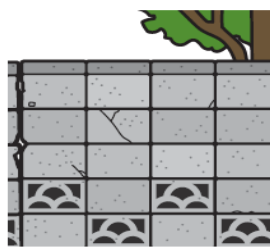
⑥飲料水・食糧等の備蓄（家庭での自己備蓄）

⑦住宅用火災警報器の設置促進、家庭用消火器の備え等の住宅防火対策

⑧感震ブレーカーの設置

⑨家庭内での防災対策の役割分担

⑩ペットの防災対策



※ イラストは「茅ヶ崎・寒川防災タウンページ（2020年5月版）」より抜粋

15. 防災知識の普及・啓発(2)

茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引（平成30年4月改訂版）を参考

3) 防災訓練の実施

防災訓練は、地域の特性、避難行動要支援者や男女双方の視点に配慮し、自主防災組織の訓練計画に基づき実施します。

- ①安否確認訓練
- ②情報収集・伝達訓練（矢畑～避難所～市）
- ③消火訓練
- ④救助・救出、応急救護訓練
- ⑤避難訓練
- ⑥給食・給水訓練
- ⑦防災用資機材取扱い訓練
- ⑧避難所運営訓練



茅ヶ崎市ホームページより抜粋

4) 防災訓練参加の呼びかけ

防災訓練を実施する際は、多くの地域住民の積極的な参加を呼びかけ、なかでも、障害者や高齢者などの避難行動要支援者、日頃の防災活動への参加が少ない若い世代や小・中学生、高校生などの参加を促進します。

5) 防災研修会の実施

地域住民の防災知識の普及・啓発、防災リーダーの技術・能力の向上を図ることを目的に防災研修会を実施します。市開催の研修会も積極的に活用します。

16. その他

茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引（平成30年4月改訂版）を参考

1) 防災用資機材等の整備・点検

地域の災害危険への対策や避難対策、情報収集・伝達対策など、地域の特性を考慮した必要な防災用資機材を矢畑自治会館防災倉庫に保管しています。なお、市では自主防災組織の防災用資機材の整備について「自主防災組織育成事業補助金」を設けており、当自治会でも毎年活用します。

2) 関係機関との連携

① 他の自主防災組織との連携

まちぢから協議会防災・減災部会を通じて、他の地域の自主防災組織と毎月会合を行い、合同での防災訓練など共通した対策や取り組みを行います。災害発生時は、避難所開設・運営協力を連携して行います。

② 消防団との連携

矢畑消防団には毎回防災訓練に参加してもらい、技能指導等協力をお願いするなどして連携を深めます。

③ 民生委員との連携

民生委員は矢畑自主防災会の一員として防災関係の会議に毎回出席して情報共有を図り、防災訓練の際には避難行動要支援者世帯を防災リーダーと一緒に訪問するなどして情報共有を図ります。個人情報が漏洩しないよう注意が必要です。

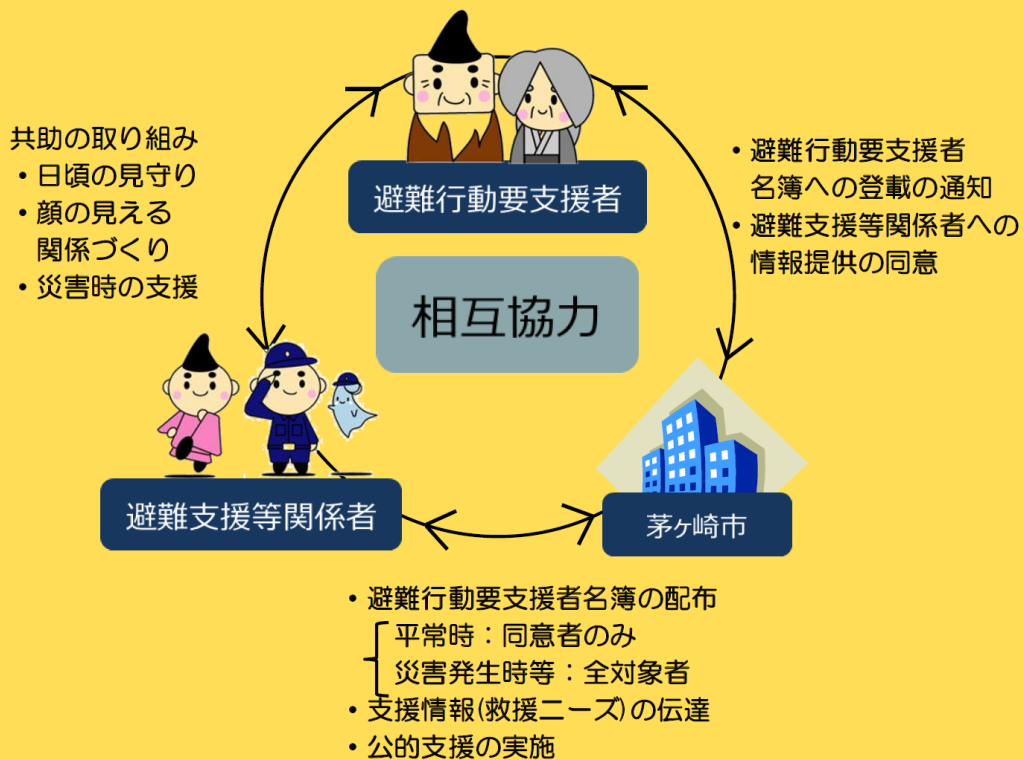
参考 1 避難行動要支援者制度

茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引（平成30年4月改訂版）より抜粋

●避難行動要支援者制度とは

- ・災害発生時等に自ら避難することが困難な方々（**避難行動要支援者**）に支援の手を差し伸べることで、「減災」につなげることを目的とした制度です。
- ・市は避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意を得て、自主防災会に平常時から提供します。
- ・自主防災会内で避難行動要支援者支援制度について周知を図り、減災につなげていくことが必要です。

制度のイメージ図



参考2 災害対策基本法

茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引（平成30年4月改訂版）より抜粋

●災害対策基本法とは

「[災害対策基本法](#)」は災害対策の最も基本となる法律です。この中で、災害対策の基本理念、市町村の責務、住民等の責務が規定されています。

■基本理念（災害対策基本法第2条の2第2号（抜粋））

住民一人一人が自ら行う防災活動及び[自主防災組織](#)（住民の隣保協同の精神に基づく[自発的な防災組織](#)をいう。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

■市町村の責務（災害対策基本法第5条第2項（抜粋））

市町村長は、[自主防災組織](#)の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

■住民等の責務（災害対策基本法第7条第3項（抜粋））

地方公共団体の住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、[防災訓練](#)その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

参考3 安否確認表・結果集計表

安否確認表				○年○月○日	
安否確認者		<div style="font-size: 2em;">➡</div>			
班組名	○○班 ○○組				
世帯数					
		どちらかに○印をつけてください			
No.	家族数	氏 名		参加（無事）	
				不参加（不在）	
1				ハチマキ掲出	
2				ハチマキ未掲出	
3					
4					
5					

○○年 矢畑自主防災会 安否確認結果集計表(A班～F班・避難行動要支援者)												
○年○月○日												
No.	組 名	世帯数	組数	参加組数（ハチマキ掲出）	参加した組の総世帯数	ハチマキ掲出世帯数	参加した組の割合	ハチマキ掲出世帯率（参加組）	ハチマキ掲出世帯率（全世帯）	避難行動要支援者		
										人数	訪問世帯数	ハチマキ掲出
1	A班											
2	B班											
3	C班											
4	D班											
5	E班											
6	F班											
合 計												
総世帯数		ハチマキ掲出世帯数		避難行動要支援者								
総組数		参加した組の割合		人数合計			訪問世帯率					
参加組数（ハチマキ掲出）		参加組のうちハチマキを掲出した世帯の割合		訪問世帯数			ハチマキ掲出世帯率					
参加した組の総世帯数		全世帯のうちハチマキを掲出した世帯の割合		ハチマキ掲出世帯数								

参考 4 - 1

(表面)

「茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引」
(平成30年4月改訂) より抜粋

参考資料 5 地域の被害状況を報告する各種様式

管理番号

情報連絡票

(発災直後から超急性期 (3日目) まで)

① 【 地域活動拠点 ⇒ 災害対策地区防災拠点 連絡員 】

地域記入欄

報告日時	月 日 () 時 分頃
報告者	所属： 氏名：
状 況	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 救助 <input type="checkbox"/> 傷病者 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他()
	[内容] (簡潔かつ具体的に記入してください。)
場 所 (住 所)	
発生日時	月 日 () 時 分頃 <input type="checkbox"/> 不明

② 【 災害対策地区防災拠点(学校) 災害対策本部 】

配備職員記入欄

受領日時	月 日 () 時 分	記入者	
地図情報	<input type="checkbox"/> 明細地図社 <input type="checkbox"/> ゼンリン P _____ - _____		
対応事項	[特記事項]		
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他()		済 ・ 継続

参考4-2

(裏面)

「茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引」
(平成30年4月改訂)より抜粋

管理番号

③ 【 災害対策地区防災拠点(学校) 処理欄 】

対応経過①	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

対応経過②	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

対応経過③	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

対応経過④	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

参考 4 - 3

「茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引」
(平成30年4月改訂) より抜粋

記入例 (表面)

管理番号

●●小1

情報連絡票

(発災直後から超急性期 (3日目) まで)

① 【 地域活動拠点 ⇒ 災害対策地区防災拠点 連絡員 】

地域記入欄

報告日時	9月 9日 (土) 13時 00分		
報告者	所属：茅ヶ崎自治会		氏名：茅ヶ崎 太郎
状 況	<input type="checkbox"/> 火災 <input checked="" type="checkbox"/> 救助 <input type="checkbox"/> 傷病者 <input type="checkbox"/> 道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他()		
	[内容] (簡潔かつ具体的に記入してください。) ・家屋の1階部分が崩れ、2名が閉じ込められている状態。 ・地域住民では救出が不可能なため、消防の要請が必要。 ・2名とも呼びかけには答える。 【閉じ込められている方の情報】 ○○ ○○さん 男性 80歳、□□ □□さん 女性 45歳		
場 所 (住 所)	茅ヶ崎1丁目1番地		
発生日時	9月 9日 (土) 12時 40分頃		<input type="checkbox"/> 不明

② 【 災害対策地区防災拠点(学校) ⇒ 災害対策本部 】

配備職員記入欄

受領日時	9月 9日 (土) 13時 10分		記入者	神奈川 花子
地図情報	<input type="checkbox"/> 明細地図社 <input checked="" type="checkbox"/> ゼンリン P. <u>10</u> A - <u>1</u>			
対応事項	[特記事項] 上記内容を災害対策本部へ報告。 消防隊の派遣を要請する。			
	対応： <input checked="" type="checkbox"/> 本部報告 (13:15) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他()			済

参考 4 - 4

記入例（裏面）

「茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引」
（平成30年4月改訂）より抜粋

管理番号

●●小1

③ 【 災害対策地区防災拠点(学校) 処理欄 】

対応経過①	9月 9日（土） 13時 20分
	<p>[内容]</p> <p>13時30分に消防隊が現場へ到着予定。 現場対応が終了後に、対応結果を連絡してもらう。</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 消防で対応 ）</p> <p>済 継続</p>
対応経過②	9月 9日（土） 14時 30分
	<p>[内容]</p> <p>14時20分に消防隊による現場対応が終了。 閉じ込められていた2名については無事救出され、救急隊にて市立病院に搬送された。</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 消防で対応 ）</p> <p>済 継続</p>
対応経過③	月 日（ ） 時 分
	<p>[内容]</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>済 ・ 継続</p>
対応経過④	月 日（ ） 時 分
	<p>[内容]</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>済 ・ 継続</p>

参考5-1

(表面)

「茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引」
(平成30年4月改訂)より抜粋

地域被災状況報告様式(災害対策地区防災拠点宛) 【第 報】

自治会・自主防災組織の名称	地域活動拠点の場所

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在
報告者氏名	報告先(宛先)

※数値は、報告時点の延べ数を記載(前回報告数を上書き)

被害の概況	人的被害	死者	人	行方不明者	人	負傷者	人	備考					
	住家被害	全壊	棟	半壊	棟	一部損壊	棟	床上浸水	棟	床下浸水	棟	備考	棟
	ライフライン被害	電気	件	水道	件	電話	件	都市ガス	件	LPガス	件	※被害算定基準は、裏面【参考基準】を参照	
	道路被害	場所	状況			車両通行			可・否	歩行者通行		可・否	
		場所	状況			車両通行			可・否	歩行者通行		可・否	
(その他)													

※要支援者数は、「在宅」「避難所」の人数(世帯数)の内数を記載

地域住民の所在	在宅	人	世帯	在宅に いる要 支援者数	人	世帯	域外 避難	人	世帯
	避難所 (小中学校)	人	世帯	避難所に 避難した 要支援者数	人	世帯	不明	人	世帯
	地域内の集合・ 避難場所や避 難所外の施設・ 公園等	人	(場所・状況)		人	世帯	(場所・状況)		人

【被害算定時の参考基準】

地域の被害概況を把握する上での参考基準とします。(法による被害認定は市が行います。)

■人的被害

死者	災害により死亡した者
行方不明者	災害により所在不明となった者
負傷者	災害により負傷した者で、手当てを要するの者(重軽傷含む)

■住家被害

全壊	災害により住家の基本的機能を喪失したもの (補修により元どおり再使用することが困難なもの)
半壊	災害により居住のための基本機能の一部を喪失したもの (補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)
一部損壊	災害により全壊、半壊に至らない程度の破損 (補修を必要とする程度のもの)
床上浸水	災害により住家の床より上に浸水したもの (土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの)
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの

■ライフライン被害

電気	災害により停電している戸数
水道	災害により上水道または簡易水道が断水している戸数
電話	災害により通話不能となっている電話の回線数
ガス	災害により都市ガスまたはプロパンガスが供給停止となっている戸数

災害対策地区防災拠点記入欄

【災害対策地区防災拠点】					学校
受信日時	月	日	時	分	受信者氏名

参考5-2

記入例

「茅ヶ崎市自主防災組織活動の手引」
(平成30年4月改訂) より抜粋

地域被災状況報告様式(災害対策地区防災拠点宛)

【 第 報 】

記入例

自治会・自主防災組織の名称	地域活動拠点の場所
○△自主防災組織	○△自治会館

報告日時	平成 ○ 年 △ 月 □ 日 (◎) ▽ 時 ◇ 分 現在
報告者氏名	茅ヶ崎 太郎
報告先(宛先)	○△小学校、□×中学校

※数値は、報告時点の延べ数を記載(前回報告数を上書き)

被害の概況	人的被害	死者	0 人	行方不明者	2 人	負傷者	10 人	備考	負傷者増加見込み		
	住家被害	全壊	5 棟	半壊	10 棟	一部損壊	15 棟	床上浸水	0 棟	床下浸水	3 棟
	ライフライン被害	電気	全 件	水道	全 件	電話	不明 件	都市ガス	全 件	LPガス	不明 件
	道路被害	場所	□△○通り		状況	電柱・ブロック塀倒壊		車両通行	可・否	歩行者通行	可・否
		場所			状況			車両通行	可・否	歩行者通行	可・否
(その他) 地域内の道路はいたるところでブロック塀等の倒壊あり通行困難 その他状況把握中											

※被害算定基準は、裏面【参考基準】を参照

※要支援者は、「在宅」「避難所」の人数(世帯数)の内数を記載

地域住民の所在	在宅	50 人	20 世帯	在宅にいる要支援者数	10 人	7 世帯	域外避難	10 人	5 世帯
	避難所(小中学校)	70 人	40 世帯	避難所に避難した要支援者数	10 人	5 世帯	不明	30 人	80 世帯
	地域内の集合・避難場所や避難所外の施設・公園等	20 人		(場所・状況: □○公園、テント内)				12 人	5 世帯
				(場所・状況: △◇駐車場、車内)				8 人	3 世帯

【被害算定時の参考基準】

地域の被害概況を把握する上での参考基準とします。(法による被害認定は市が行います。)

■人的被害

死者	災害により死亡した者
行方不明者	災害により所在不明となった者
負傷者	災害により負傷した者で、手当てを要するの者(重軽傷含む)

■住家被害

全壊	災害により住家の基本的機能を喪失したもの(補修により元どおり再使用することが困難なもの)
半壊	災害により居住のための基本機能の一部を喪失したもの(補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)
一部損壊	災害により全壊、半壊に至らない程度の破損(補修を必要とする程度のもの)
床上浸水	災害により住家の床より上に浸水したもの(土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの)
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの

■ライフライン被害

電気	災害により停電している戸数
水道	災害により上水道または簡易水道が断水している戸数
電話	災害により通話不能となっている電話の回線数
ガス	災害により都市ガスまたはプロパンガスが供給停止となっている戸数

災害対策地区防災拠点記入欄

【災害対策地区防災拠点】	学校
受信日時	月 日 時 分
受信者氏名	